

視聴覚教材貸出要項

1 趣旨

健康に関する情報の提供及び普及啓発を行い，県民の健康意識の高揚を図るため，視聴覚教材貸出について必要な事項を定める。

2 貸出内容

- (1)パネル，模型，DVD等
- (2)1団体に貸出可能な数は最大5教材です。
- (3)貸出料は無料です。

3 対象

県内の保健所，市町村，事業所，学校，その他健康ボランティア団体等

4 使用登録

初回貸出の際，視聴覚教材使用登録をしていただきます。
※団体印が必要です。

5 貸出期間

貸出日・返却日を含めて3週間以内
※上記以外につきましてはご相談ください。

6 申込手順

事前に電話等で予約をお願いします。
※貸出期間が重複した場合は，申し込みの先着順とします。

7 貸出・返却

- (1)健康プラザの開館時間（月～金，8：30～17：00）
※土日祝祭日を除く。
- (2)貸出及び返却については，健康づくり情報部（健康プラザ3階事務室）で行います。
- (3)郵送による貸出を希望される場合は，送料（貸出及び返却）を借用者の負担にて貸出いたします。

8 留意事項

- (1)視聴覚教材の複製，再レンタル（いわゆる，又貸し）等は固く禁止しております。
- (2)教材の貸出は，著作権法の定める範囲内において許されるものですので，同法に抵

- 触するような場合には、健康プラザは一切責任を負いません。
- (3)貸出期間中に損傷・紛失があった場合は、直ちに健康プラザに連絡し、借用者の責任と負担において弁償してください。
 - (4)貸出期間を厳守し、期間中に遅滞なく返却してください。
 - (5)借用者がこの要項の規定に違反したときは、貸出を取り消します。借用者は直ちに返却に応じてください。
 - (6)視聴覚教材の使用により、借用者が被った損害または借用者が第三者に与えた損害に対しては、健康プラザは一切の責任を負いません。

9 問合せ先

茨城県立健康プラザ 健康づくり情報部

〒310-0852 水戸市笠原町 993-2

TEL:029-243-4216 (直通) FAX : 029-244-4852

付則

この要項は、平成22年5月31日から施行する。

付則

この要項は、平成31年4月12日から施行する。